

# 兵庫県公報

令和2年7月29日 水曜日 号 外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

規 則	ページ
○ 産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (新産業課) .....	1
公 告	
○ 産業立地の促進に関する基本指針の変更 (新産業課) .....	5

## 公布された法令のあらまし

- 産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第38号）
- 産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例（以下「条例」という。）の一部改正に伴い、立地促進事業等のうち新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響（以下「新型コロナウイルス感染症等の影響」という。）に対処するために行う条例で定める一定の事業について、サプライチェーン対策事業として法人の事業税及び不動産取得税の不均一課税の特例を受けるための要件を定める等所要の整備を行うこととした。
  - 条例に基づく法人の事業税の不均一課税を受けるための要件のうち、立地促進事業等に着手すべき期限について、新型コロナウイルス感染症等の影響をはじめ、災害その他やむを得ない理由があると認める場合には、当該期限の延長をすることができるよう所要の整備を行うこととした。

## 規 則

産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和2年7月29日

兵庫県知事 井戸敏三

### 兵庫県規則第38号

#### 産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例施行規則の一部を改正する規則

産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例施行規則（平成14年兵庫県規則第57号）の一部を次のように改正する。

第2条第6項中「工場跡地等内」を「既存未利用地等内」に、「工場跡地等再生促進地区」を「既存未利用地等再生促進地区」に改める。

第7条第2項第2号ア中「起算して1年」の右に「(当該権原を取得した者の申請により、知事が災害その他やむを得ない理由があると認める場合には、2年。以下このアにおいて同じ。)」を加え、「この項に」を「このアに」に、「、又は」を「又は」に改め、同号イ中「平成31年3月31日」を「令和2年6月17日」に改め、「法人（以下）」の右に「このイ及び次号において」を、「第2条第3項第1号」の右に「又は第2号に掲げる事業に限り、同項第1号」を加え、「をいい、製造方法又は」を「又は製造方法若しくは」に、「転換した事業その他の新展開事業」を「転換する等当該事業」に、「を含む。以下」を「をいう。次号において」に改め、「限る」の右に「。(イ)において同じ」を加え、同号イ(イ)中「。以下同じ」を削り、同項第3号中「前号ア又はイに規定する工場立地事業」を「工場立地事業（第2条第3項第1号に掲げる事業（既存法人にあっては、新展開事業に該当するものに限る。アにおいて同じ。）又は同項第2号に掲げる事業に限る。この号及び次号において同じ。）」に、「同号ア」を「前号ア」に改め、同項第4号中「第2号ア又はイに規定する」を削り、「全ての」の右に「県内の」を加え、同条第4項第1号中「工場跡地等再生促進地区」を「既存未利用地等再生促進地区」に改め、「起算して1年」の右に「(当該権原を取得した者の申請により、知事が災害その他やむを得ない理由があると認める場合には、2年。以下この号において同じ。)」を加え、「、又は」を「又は」に改め、同項第3

号中「全ての」の右に「県内の」を加え、同条第5項中「建築物をいう。以下」を「建築物をいう。第2号において」に、「事業所をいう。以下」を「事業所をいう。第1号及び次項において」に改め、同項第1号中「これらの事業を」を削り、同項第2号中「2年」の右に「(当該認定を受けた者の申請により、知事が災害その他やむを得ない理由があると認める場合には、3年)」を、「それぞれ」の右に「当該」を加え、同号イ中「工場跡地等再生促進地区」を「既存未利用地等再生促進地区」に改め、同条第7項中「工場跡地等再生促進地区」を「既存未利用地等再生促進地区」に、「字句と」を「字句に」に改め、同条第8項及び第9項中「字句と」を「字句に」に改める。

第8条第2号、第11条第2号ア及び第15条第1号中「2年」の右に「(当該認定を受けた者の申請により、知事が災害その他やむを得ない理由があると認める場合には、3年)」を加える。

第18条中「土地を含む土地(」を「土地(」に、「、又は」を「又は」に、「であって立地促進事業家屋等用土地を」を「を立地促進事業家屋等用土地として」に、「一戸の家屋又はその敷地である土地を含む土地」を「1戸の立地促進事業家屋等又はその立地促進事業家屋等用土地」に改める。

附則に次の7項を加える。

(サプライチェーン対策事業の要件)

- 4 条例附則第11項に規定する規則で定める要件は、同項各号に掲げる事業のいずれかに該当することとする。  
(サプライチェーン対策事業の認定の申請)
- 5 条例附則第11項の規定による認定を受けようとする者は、申請者の氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した申請書に、次に掲げる事項を記載したサプライチェーン対策事業の実施に関する計画その他知事が別に定める書類を添付して、知事に提出しなければならない。
  - (1) サプライチェーン対策事業の内容及び実施時期
  - (2) サプライチェーン対策事業に従業する従業員の数その他従業員に関する事項
  - (3) サプライチェーン対策事業を行うために必要な資金の額及びその調達方法  
(サプライチェーン対策事業に係る事業税の不均一課税の特例)
- 6 サプライチェーン対策事業を開始した法人に対して課する当該サプライチェーン対策事業に係る事業税についての第7条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第7条第2項 第2号ア	平成27年4月1日	令和2年6月18日
	限る。以下このア	限る。以下この項
第7条第2項 第2号イ	工場立地事業（第2条第3項第1号又は第2号に掲げる事業に限り、同項第1号に掲げる事業にあつては、新展開事業（県内の事業所において現に実施している事業と異なる日本標準産業分類の細分類に属する事業又は製造方法若しくは製造工程を大きく転換する等当該事業と同等であると知事が認める事業をいう。次号において同じ。）に該当するものに限る。（イ）において同じ。）	工場立地事業
第7条第2項 第3号	工場立地事業（第2条第3項第1号に掲げる事業（既存法人にあつては、新展開事業に該当するものに限る。アにおいて同じ。）又は同項第2号に掲げる事業に限る。この号及び次号において同じ。）	工場立地事業
第7条第4項 第1号及び第9項の表の右欄	平成27年4月1日	令和2年6月18日

(サプライチェーン対策事業家屋及びサプライチェーン対策事業家屋用土地に係る不動産取得税の不均一課

税の特例)

- 7 条例附則第12項に規定する規則で定める施設は、事務所、試験研究施設、生産施設、展示施設、研修施設及びこれらの附帯施設とする。
- 8 条例附則第12項に規定する家屋（サプライチェーン対策事業施設の用に供する部分に限る。）の敷地である土地は、当該家屋の垂直投影部分の土地（当該家屋と一体的に使用される土地を含む。）とする。
- 9 条例附則第14項の規定によりサプライチェーン対策事業施設の用に供する家屋又はその敷地である土地の取得に係る不動産取得税について条例第11条及び第13条の規定を準用する場合には、第15条から第20条までの規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第15条	第11条	附則第14項において準用する条例第11条
第15条第1号	前条	条例附則第11項
	を受けた日の翌日以後2年（当該認定を受けた者の申請により、知事が災害その他やむを得ない理由があると認める場合には、3年）を経過する日（同日までに当該認定を取り消された場合にあつては、その取り消された日の前日）までの間に、当該認定を受けた本社機能立地計画	に係る附則第5項に規定するサプライチェーン対策事業の実施に関する計画
	本社機能家屋	サプライチェーン対策事業施設の用に供する家屋（次号及び第18条において「サプライチェーン対策事業家屋」という。）
	立地促進事業	サプライチェーン対策事業
第15条第2号	立地促進事業	サプライチェーン対策事業
	本社機能家屋	サプライチェーン対策事業家屋
	本社機能を担う新規従業員	県内居住新規従業員
第16条	第11条	附則第14項において準用する条例第11条
	事務所、試験研究施設又は研修施設	附則第7項に規定する施設
第17条	第11条	附則第14項において準用する条例第11条
	本社機能施設	サプライチェーン対策事業施設
第18条	立地促進事業家屋、促進地域内事業家屋若しくは本社機能家屋（以下この条において「立地促進事業家屋等」という。）又は立地促進事業家屋等	サプライチェーン対策事業家屋又はサプライチェーン対策事業家屋
	立地促進事業家屋等用地	サプライチェーン対策事業家屋用地
	立地促進事業等	サプライチェーン対策事業
	立地促進事業家屋等又は	サプライチェーン対策事業家屋又は
	立地促進事業家屋等を	サプライチェーン対策事業家屋を
	第9条第1項、第10条又は	附則第14項において準用する条例
第19条第1項	第9条第1項、第10条若しくは	附則第14項において準用する条例

第19条第2項	第9条第1項、第10条又は	附則第14項において準用する条例
第20条	第13条	附則第14項において準用する条例第13条

(事業税及び不動産取得税の不均一課税申請書の様式の特例)

10 当分の間、様式第1号及び様式第2号の規定の適用については、様式第1号中

「

7 立地促進事業等（1から6まで以外）	3分の1
---------------------	------

」

とあるのは

「

7 立地促進事業等（1から6まで、8及び9以外）	3分の1
8 サプライチェーン対策事業（促進地域の場合）	4分の3
9 サプライチェーン対策事業（1から6まで及び8以外）	2分の1

」

と、様式第2号中「第13条」とあるのは「第13条（同条例附則第14項において準用する場合を含む。）」と、

「又は本社機能施設」とあるのは「、本社機能施設又はサプライチェーン対策事業施設」とする。

様式第1号中「3分の1」を「2分の1」に、「4分の1」を「3分の1」に、「認定申請書提出日」を「確認申請書提出日」に改め、「全ての」の右に「県内の」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例の一部を改正する条例（令和2年兵庫県条例第26号。以下この項及び次項において「改正条例」という。）による改正前の産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例（平成14年兵庫県条例第20号。以下「改正前の条例」という。）第2条第5号に規定する工場跡地等再生促進地区に係る同条第7号に規定する指定拠点地区は、改正条例による改正後の産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第5号に規定する既存未利用地等再生促進地区に係る同条第7号に規定する指定拠点地区とみなして、この規則による改正後の産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定を適用する。

3 改正後の規則第7条第2項（第2号アに係る部分に限り、同条第7項及び第9項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定は、改正条例の施行の日（以下「条例施行日」という。）以後に同号アに規定する建築物又は土地に関する権限を取得する法人に係る改正後の条例第8条第1項の表2の項、6の項及び7の項に規定する事業について適用し、条例施行日前にこの規則による改正前の産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例施行規則（附則第6項及び第7項において「改正前の規則」という。）第7条第2項第2号アに規定する建築物又は土地（次項において「旧建築物等」という。）に関する権限を取得した法人に係る改正前の条例第8条第1項の表2の項、6の項及び7の項に規定する事業（次項において「旧立地促進事業等」という。）については、なお従前の例による。

4 前項の規定にかかわらず、改正後の規則第7条第2項の規定は、条例施行日前に旧建築物等に関する権限を取得した法人で条例施行日の前日までにその取得の日の翌日から起算して1年を経過していないものに係る旧立地促進事業等についても適用する。

5 改正後の規則第7条第2項（第2号イに係る部分に限り、同条第7項及び第9項において準用する場合を含む。）及び第4項（同条第7項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定は、条例施行日以後に開始する改正後の条例第8条第1項の表2の項、4の項、6の項及び7の項に規定する事業について適用し、条例施行日前に開始した改正前の条例第8条第1項の表2の項、4の項、6の項及び7の項に規定する事業については、なお従前の例による。

6 前項の規定にかかわらず、改正後の規則第7条第4項の規定は、条例施行日前に改正前の規則第7条第4項第1号に規定する土地又は建物の権限を取得した法人で条例施行日の前日までにその取得の日の翌日から

起算して1年を経過したものが条例施行日以後に開始する改正後の条例第8条第1項の表4の項及び6の項に規定する事業については適用しない。

- 7 改正後の規則第7条第5項、第8条、第11条及び第15条の規定は、条例施行日以後に改正後の規則第7条第5項第1号、第8条第2号若しくは第11条第2号ア又は産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例施行規則（以下この項において「産業立地規則」という。）第14条の認定を受けて開始する改正後の条例第8条第1項の表5の項、第9条第1項、第10条及び第11条に規定する立地促進事業等について適用し、条例施行日前に改正前の規則第7条第5項第1号、第8条第2号若しくは第11条第2号ア又は産業立地規則第14条の認定（次項において「旧認定」という。）を受けて開始した改正前の条例第8条第1項の表5の項、第9条第1項、第10条及び第11条に規定する立地促進事業等（次項において「旧認定立地促進事業等」という。）については、なお従前の例による。
- 8 前項の規定にかかわらず、改正後の規則第7条第5項、第8条、第11条及び第15条の規定は、条例施行日の前日までに旧認定を受けた日の翌日から起算して2年を経過していない旧認定立地促進事業等についても適用する。

## 公 告

### 産業立地の促進に関する基本指針の変更

産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例（平成14年兵庫県条例第20号）に基づき定めた産業立地の促進に関する基本指針を変更し、令和2年6月18日から適用することとしたので、同条例第3条第3項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年7月29日

兵庫県知事 井戸敏三

### 産業立地の促進に関する基本指針

#### 第1 総則

##### 1 基本指針制定の趣旨

基本指針は、県内の優れた産業基盤及び地域特性を生かした産業立地を促進することにより、産業の活性化と新たな雇用の創出を図り、もって本県産業の発展と地域経済の振興に寄与することを目的とする「産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例」（平成14年兵庫県条例第20号。以下「条例」という。）に基づき、産業立地を促進する基本的方向、拠点地区の設定に関する事、産業立地の目標の設定に関する事、産業立地を図るための支援に関する事、促進地域の設定に関する事等について指針となるべき事項を定めるものとする。

##### 2 産業立地を促進する基本的方向

県は、兵庫県地域創生条例（平成27年兵庫県条例第4号）に定める基本理念にのっとり、県内の優れた産業基盤及び地域特性を生かしつつ、多様な産業立地を促進し、もって地域産業の活性化及び新たな雇用の創出を図るものとする。

###### (1) 拠点地区の設定

県内には高度にインフラ整備された数多くの産業団地、国際的な研究開発機関、さらには都心部のオフィスビルの集積など、地域経済の活性化及び雇用の創出に資する成長産業の活動拠点となるポテンシャルを有する地域が多数存在する。

本県では、このような地域において、その地域が有する地理的特性や産業インフラ、生活環境など地域の特色に応じた拠点地区を設定し、産業の活性化及び新たな雇用の創出に寄与する立地促進事業を行う国内外企業の立地を推進していく。

また、中枢市街地における低未利用地の高度利用、大規模工場跡地や遊休施設の集積地等の早期利活用を促進するため、それらに応じた拠点地区を設定し、立地促進事業に限らず、研究開発拠点など、多様な産業の集積を図っていく。

###### (2) 県内全域でのバランスの取れた産業立地

拠点地区において集積を進める一方、県内全域でのバランスの取れた産業の活性化と新たな雇用の創出を図っていくため、拠点地区以外の区域においても立地支援措置を実施し、県内全域での幅広い産業立地を促進していく。

特に、本格的な人口減少社会や高齢社会を迎えようとする中、但馬地域、丹波地域、淡路地域等の多

自然地域での立地支援措置を手厚くし、雇用の確保などにより地域間格差の解消に努め、地域の活性化を促進する。

### 3 拠点地区設定の考え方

#### (1) 拠点地区の設定に関する事項

新たな経済環境にふさわしい多様な産業が集積する拠点を形成し、これらの産業を核とした産業間の有機的な連携を通じて、本県産業の活性化を図っていくため、「国際経済地区」、「工場立地促進地区」、「都市再生高度業務地区」及び「既存未利用地等再生促進地区」の4種類の拠点地区を設定し、それぞれの拠点に適した優遇措置を講じていく。

#### (2) 指定拠点地区の指定

知事は、市町長の申出に基づき、拠点地区ごとに定める指定要件に該当する地区を指定拠点地区として指定できるものとする。また、市町長からの申出がない場合においても、知事が特に必要と認めるときは、あらかじめ地元市町長の意見を聴いた上で、知事自ら拠点地区形成計画を定め、当該指定拠点地区の指定を行うことができるものとする。

#### (3) 指定拠点地区の解除

知事は、市町長の申出に基づき、指定拠点地区指定を解除できるものとする。また、市町長からの申出がない場合においても、知事が指定の意義を失ったと認める指定拠点地区については、あらかじめ地元市町長の意見を聴いた上で当該指定拠点地区の指定を解除できるものとする。

### 4 促進地域の設定に関する事項

(1) 条例第7条第1項に定める促進地域は、但馬地域、丹波地域、淡路地域及びその他人口、産業構造等を勘案して知事が特に必要と認める地域とする。

(2) 但馬地域、丹波地域及び淡路地域以外の地域を、促進地域に指定しようとする際に考慮すべき事項は、次の事項とする。なお、指定は、原則として市町の区域を単位として行う。

ア 人口増減率

イ 老年人口比率

ウ 製造品出荷額等

エ 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）に基づく基本計画の有無

オ 工場立地動向調査（経済産業省）における立地件数

(3) 促進地域においては、市町との連携のもと、産業立地を図るための支援を重点的に行い、県内全域のバランスの取れた産業立地を促進していく。

### 5 産業立地の目標の設定に関する事項

ひょうご経済・雇用活性化プランの計画期間に合わせ、達成すべき企業立地件数の目標を年度別に設定する。

設定に当たっては、工場、物流施設、研究施設、外国企業等立地種別の区分ごとに具体的な目標値を明示する。

## 第2 国際経済地区に関する事項

### 1 産業集積を推進する基本的方向

国際経済地区においては、内外の企業による活発な投資を促進し、優れた技術やサービス、経営ノウハウ等を有する外国企業及び外資系企業を核とした国際的なビジネス交流の拠点を形成していくこととしており、このことにより地域経済に有用な刺激を与え、地域経済の活性化、新規事業の創出等を図っていくこととしている。

このため、立地促進事業のうち、地域経済への波及効果が将来にわたって持続的に期待できる成長分野における外国企業及び外資系企業、それらをサポートする企業及び取引先その他の関連企業等が実施する事業を国際経済交流事業とし、当該事業の集積を図っていくこととする。

### 2 国際経済地区の設定に関する事項

#### (1) 地区の指定要件

国際経済地区には、新たに国際経済交流事業が集積するにふさわしい事業環境が整っている必要がある。すなわち、外国企業及び外資系企業が進出するための業務系賃貸建物の存在はもとより、事業展開を支援する、法人向けサービス、生活関連サービス等のいわゆる都市機能が充実した地区で、次のいずれかに該当する地区を市町長の申出に基づき知事が指定できるものとする。

- ア 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する商業地域又は近隣商業地域（以下「商業地域等」という。）が、おおむね30ヘクタール以上連たんしている地区であること。
- イ 同法第7条第2項に規定する市街化区域（大阪湾臨海地域開発整備法（平成4年法律第110号）第2条第1項に規定する大阪湾臨海地域については、当該地域）であって、業務系建築物を含む、おおむね10ヘクタール以上の規模での開発等が見込まれる地区であること。
- (2) 知事指定の特例の場合の指定要件
- 国際経済地区の指定に際しては、市町長が知事に対して指定の申出を行うものとするが、市町長からの申出がない場合においても、上記指定要件に該当し、かつ、地域整備の推進又は産業振興を図っていく上で知事が特に必要と認める地区については、知事自らその拠点地区形成計画を定め、指定を行うことができるものとする。ただし、指定に際しては、あらかじめ地元市町長の意見を聴くものとする。
- 3 産業の集積の目標の設定に関する事項
- (1) 目標時期
- 国際経済地区における国際経済交流事業の集積促進に当たっては、本県産業の活性化と新たな雇用の創出を迅速かつ確実に進めるという趣旨に鑑み、国際経済地区形成の早期達成を目指す。
- (2) 国際経済交流事業の集積に関する目標
- 国際経済交流事業の集積の促進に当たっては、次の目標を設定する。
- ア 国際経済地区内への産業機能の集積目標
- 国際経済地区を含む地区の開発計画のコンセプト等に基づき推進すべき産業機能の集積目標
- イ 国際経済交流事業の集積目標事業所数
- 目標時期までに国際経済地区内に立地が見込まれる分野別の国際経済交流事業の集積目標事業所数及び雇用者数
- 4 市町長が国際経済交流事業の集積目標を設定する際の留意事項
- 市町長が国際経済地区の形成計画を作成するに当たって、国際経済交流事業の集積目標を設定する際は次の点に留意するとともに、中核的な施設が整備される場合は、その活用可能性についても十分配慮しなければならない。
- (1) 規則に規定する国際経済交流事業との整合
- 国際経済地区内に集積を図る国際経済交流事業は、産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例施行規則（平成14年兵庫県規則第57号。以下「規則」という。）規則第2条第2項に規定する国際経済交流事業の全部又は一部の中から、当該拠点地区内に集積を図ることが適当と認められるものを設定すること。
- (2) 経済・社会環境への対応
- 国際経済地区内に集積を図る国際経済交流事業は、消費者ニーズの多様化、技術革新の進展、国際化の進展等経済・社会環境の変化に適切に対応した事業であること。
- (3) 既存の産業集積の活用
- 国際経済地区内に集積を図る国際経済交流事業は、既存の産業集積の技術、情報、人材等との効果的な連携が図られる事業であること。
- 5 産業集積を図るための支援に関する事項
- 外国企業及び外資系企業の持つ優れた技術やサービス、経営ノウハウ等を積極的に導入し、国内外企業による多様な競争、連携を促進していくことにより、新たな産業のほう芽を促し、産業構造改革の促進、産業のグローバル化に対応した地域産業を創造していくことが重要であることから、外国企業及び外資系企業の事業環境が整備されている国際経済地区において、県と市町が協力して、国際経済交流事業を行う外国企業及び外資系企業等の進出初期に係る負担を軽減すること等により、国際経済地区の形成を促進していく。
- (1) 課税の特例措置
- 県は、条例第8条の規定に基づき、国際経済交流事業に係る事業税の不均一課税を行うものとする。
- (2) 立地支援
- 外国企業・外資系企業等が新たに国際経済地区に立地する場合において、次の補助制度を活用し、企業の初期投資の軽減を図るものとする。
- ア オフィスビル等の賃料負担に対する補助制度
- 建物の賃借を行って立地する場合の賃料に対する補助制度により、外国企業・外資系企業等の立地

を支援する。

イ 新規雇用者人件費に対する補助制度

新規雇用者人件費に対する補助制度（正規雇用者1人につき30万円（促進地域にあっては、正規雇用者1人につき60万円及び非正規雇用者1人につき30万円）、限度額3億円）により、新規正規雇用11人（促進地域にあっては、6人）以上を伴う外国企業・外資系企業等の立地を支援する。

ウ 法人設立等に要する経費に対する補助制度

市場調査や法人登記等に要する経費に対する補助制度により、外国企業・外資系企業等の設立・本社移転を支援する。

エ 設備投資に対する補助制度

企業が行う先端性を有する立地促進事業に係る設備投資に対する補助制度（補助率3%、原則10年均等分割払）により、20億円（中小企業にあっては、10億円）以上の設備投資を伴う企業立地を支援する。

なお、促進地域にあっては、特に立地を強化すべき立地促進事業に係る企業が行う設備投資に対する補助制度（補助率5%、原則10年均等分割払）により、1億円以上の設備投資を伴う企業立地を支援する。

また、研究開発型企業が行う5億円（促進地域にあっては、1億円）以上の設備投資に対する補助制度（補助率5%（促進地域にあっては、7%））により、研究開発型企業の立地支援を行う。

(3) 資金の融通支援

国際経済地区に立地する企業が、これに伴う土地、建物及び機械等の設備を取得するに際して行う資金の調達に係る融資（限度額100億円）など必要な資金の融通に係る支援を図るものとする。

(4) ビジネス交流の支援

外国企業及び外資系企業等の円滑な事業展開を支援するため、本県企業等とのビジネスマッチング、起業支援、研究交流活動のサポート等の拡充・強化を行うものとする。

(5) 生活環境の整備

外国人ビジネスマン等の生活関連支援、外国語表記の普及など外国人にとっての親しみのあるまちづくりを推進するものとする。

6 市町が行う税制及び財政上の支援に関する事項

国際経済地区の形成は、県及び市町が互いに協調して、立地企業等に対する支援策を講じていくことが効果的である。

市町においては、その実情に即して、国際経済交流事業の集積を効果的に推進するため、県が実施する支援策等に準じて、次に掲げる課税の特例等税制及び財政上の支援といった各種の施策を積極的に展開するとともに、県の支援策等に併せた独自の施策を積極的に展開するよう努めるものとする。

また、国際経済地区に立地する国際経済交流事業の事業活動に係る利便性を高めるための産業基盤やまちづくりの視点にも立った優れた都市基盤の整備を推進するため、市町においては、道路をはじめとする公共事業の推進による社会資本整備の推進に努めるものとする。

(1) 企業等進出に対する支援

外国企業及び外資系企業等を対象としたオフィス賃料補助金等、企業進出に対する支援措置を図るものとする。

7 国際経済交流事業として集積を促進する分野

次の(1)から(8)までに掲げる立地促進事業のうち、国際経済交流の促進に寄与する事業を国際経済交流事業として集積を促進する。

(1) 医療・福祉に関連する分野

急速な高齢化の進展に伴い、高齢者ニーズに対応した、診療時に患者の体に負担を掛けない高度医療機器や在宅・遠隔医療サービス、予防医療サービスなど医療産業に対する需要が増加している。

また、福祉分野においても、少子化の進展とも相まって、介護施設における高度な介護技術や在宅介護に対する需要が高まるとともに、高齢者等の自立に対応した福祉用具及び生活空間のバリアフリー化関連産業の成長が見込まれる。

こうした高齢社会の到来に伴う疾病構造の変化、要介護者の急激な増加等に対応するため、高度医療機器開発、バイオ医薬品開発、健康管理支援サービス等医療関連事業及び福祉用具開発、在宅介護サービス等福祉関連事業といった今後成長が期待される医療・福祉に関連する分野を集積させることが望ま



れる。

(2) 生活文化に関連する分野

消費者ニーズが高度化し、製品やサービスに一層の利便性や快適さの向上が求められている現在、生活者の価値観が効率優先や量的拡大からゆとりと豊かさや生活の質の重視へと変化してきている。

こうした消費者意識の変化等に対応するため、優良な住宅建築の促進に資する技術開発事業、スポーツ・レクリエーション施設等の設置及び運営事業並びにデザイン関連事業といった今後成長が期待される豊かで快適な生活に資する分野を集積させることが望まれる。

(3) 環境に関連する分野

大気汚染や水質汚濁といった公害問題のほか、地球温暖化等の地球環境問題や廃棄物問題といった都市型・生活型問題など新たな環境問題が深刻化している。

こうした中で、住民の環境意識の高まりと企業の環境への取組が活発化していることから、公害防止装置開発事業、環境に配慮した原材料の製造技術開発事業、廃棄物等の処理及び再資源化等の促進に資する技術開発事業、水質及び土壌の浄化等に関する技術開発事業並びに都市の緑化促進に資する技術開発事業といった今後発展が期待される環境に関連する事業分野を集積させることが望まれる。

(4) 情報・通信に関連する分野

情報・通信関連産業は、技術革新と普及拡大により、産業・生活に大きな変化を及ぼしてきており、高度な情報・通信技術は、業務の効率化、生産性の向上等を通じてあらゆる産業の基盤的資源となり、教育、医療、文化、芸術など広い範囲への応用が可能であることから、今後国民生活のあらゆる局面においてその浸透が進んでいくと見込まれる。

こうした情報化の進展を踏まえ、情報処理又は電気通信の高度化に資する電子機器・通信機器等の開発事業、新たな情報の創出及び提供サービス事業といった情報・通信に関連する分野を集積させることが望まれる。

(5) 新製造技術・新素材に関連する分野

生産施設の海外移転による本県産業の空洞化に対応するためには、これまでの高度な生産技術やノウハウの蓄積、高いレベルの生産技術者や優秀な熟練工等の人材を活用し、リサイクル対応生産システム、機械と情報システムの融合化、マイクロマシン技術等の新製造技術に関連する分野、さらに地球環境への負荷の小さい素材、情報システム等の進歩を支える高度なセラミック等の新素材に関連する分野を集積させることが望まれる。

(6) 輸送・物流に関連する分野

輸送・物流関連分野は、道路、空港、港湾等が一体となって、産業活動の基盤を形成する分野であり、成長産業分野の発展をより確実なものとしていくためには、輸送・物流関連分野の高度化が不可欠である。消費者ニーズの多様化・高度化、情報システムの飛躍的な進歩、製販直結、規制緩和等により新たな技術及びサービスが開拓され市場が拡大するものと見込まれており、我が国屈指の交通結節点である本県の優位性を生かし、輸送・物流に関連する分野を集積させることが望まれる。

(7) 国際化に関連する分野

国際貿易港神戸港に加えて、関西国際空港の整備等によって、アジアをはじめ世界に向けた窓がさらに大きくなる中で、国際交流の機会が今後ますます増大し、兵庫の国際化は一層進展していくものと予想される。こうした国際化の進展に伴い、国際見本市場施設、国際会議場その他外国との経済あるいは文化交流の促進を図るための施設の設置及び運営事業並びに外国企業等の事業の円滑化に向けた支援事業といった国際化関連市場の発展に伴い成長が期待される国際化に関連する分野を集積させることが望まれる。

(8) 農林水産業に関連する分野

地域を支える成長産業としての農林水産業を確立するためには、大都市近郊に立地し、多様な自然環境に恵まれた本県の特性を最大限に活かして、多様な経営モデルを広げ、県産農林水産物の供給力を高めていくことが必要となる。

このため、企業の農業参入をはじめ意欲ある多様な担い手による経営規模拡大を通じた生産性の向上に資する事業、先進技術導入による収量・品質の向上を図る生産施設の整備、県産農林水産物の競争力を高めブランド化を推進する6次産業化や新商品・新技術の開発など、先導的な取組を行う農林水産業を集積させることが望まれる。

第3 工場立地促進地区に関する事項

## 1 産業集積を推進する基本的方向

工場立地促進地区は、工場適地その他産業基盤施設、市場条件等からみて工業等の立地に適すると認められる地区において、地域産業の高度化を促進し、雇用の創出に寄与する事業の集積を図っていくこととしている。

このため、立地促進事業のうち、今後も持続的な発展が期待できる成長分野における高度な技術を活用する事業及びゆとりのある質の高い県民生活の実現に寄与する事業を工場立地事業とし、当該事業の集積を図っていくこととする。

## 2 工場立地促進地区の設定に関する事項

### (1) 地区の指定要件

工場立地促進地区には、地域産業の高度化に寄与する産業が集積し、既存産業との有機的な連携により地域産業の活性化が図られることが期待される。

このため、工場立地促進地区には、必要な土地の確保が容易であり、かつ、高速輸送に係る施設等の産業基盤の利用が容易である地区のうち、次のいずれかに該当する地区を市町長の申出に基づき知事が指定できるものとする。

ア 工場立地法（昭和34年法律第24号）第3条に規定する工場立地調査簿に掲げられている工場適地のうち、工業の集積が進みつつある地区又は道路若しくは供給処理施設等産業基盤施設が整備されている地区で、かつ、未分譲面積（企業等に売却されていない土地に限る。）がおおむね1ヘクタール（促進地域は0.1ヘクタール）以上であること。

イ 複数の製造業及びこれに関連する事業に係る工場若しくは事業場又は流通施設等の用に供するための敷地並びにこれに隣接し、緑地、道路その他の施設の用に供するための敷地として計画的に取得され、又は造成された一団の土地で、かつ、未分譲面積がおおむね1ヘクタール（促進地域は0.1ヘクタール）以上であること。

ウ 都市計画法第8条第1項に規定する工業専用地域で、工場跡地等の低未利用地が相当数発生しているおおむね1ヘクタール（促進地域は0.1ヘクタール）以上の一団の土地であること。

エ 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第112号）第5条第2項第1号に規定する産業導入地区で、おおむね1ヘクタール（促進地域は0.1ヘクタール）以上の一団の土地であること。

オ アからエまでに準ずる地区で、おおむね1ヘクタール（促進地域は0.1ヘクタール）以上の一団の土地であること。

### (2) 知事指定の特例の場合の指定要件

工場立地促進地区の指定に際しては、市町長が知事に対して指定の申出を行うものとするが、市町長からの申出がない場合においても、上記指定要件に該当し、かつ、地域整備の推進又は産業振興を図っていく上で知事が特に必要と認める地区については、知事自らその拠点地区形成計画を定め、指定を行うことができるものとする。ただし、指定に際しては、あらかじめ地元市町長の意見を聴くものとする。

## 3 産業の集積の目標の設定に関する事項

### (1) 目標時期

工場立地促進地区における工場立地事業の集積促進に当たっては、本県産業の活性化と新たな雇用の創出を迅速かつ確実に進めるという趣旨に鑑み、工場立地促進地区形成の早期達成を目指す。

### (2) 工場立地事業の集積に関する目標

工場立地事業の集積の促進に当たっては、次の目標を設定する。

#### ア 工場立地促進地区内への産業機能の集積目標

工場立地促進地区を含む地区の開発計画のコンセプト等に基づき推進すべき産業機能の集積目標

#### イ 工場立地事業の集積目標事業所数

目標時期までに工場立地促進地区内に立地が見込まれる分野別の工場立地事業の集積目標事業所数及び雇用者数

## 4 市町長が工場立地事業の集積目標を設定する際の留意事項

市町長が工場立地促進地区の形成計画を作成するに当たって、工場立地事業の集積目標を設定する際は次の点に留意するとともに、中核的な施設が整備される場合は、その活用可能性についても十分配慮しなければならない。

### (1) 規則に規定する工場立地事業との整合

工場立地促進地区内に集積を図る工場立地事業は、規則第2条第3項に規定する工場立地事業の全部又は一部の中から、当該拠点地区内に集積を図ることが適当と認められるものを設定すること。

(2) 経済・社会環境への対応

工場立地促進地区内に集積を図る工場立地事業は、消費者ニーズの多様化、技術革新の進展、国際化の進展等経済・社会環境の変化に適切に対応した事業であること。

(3) 既存の産業集積の活用

工場立地促進地区内に集積を図る工場立地事業は、既存の産業集積の技術、情報、人材等との効果的な連携が図られる事業であること。

5 産業集積を図るための支援に関する事項

少子・高齢化の進展とともに、一層多様化する生活様式や質的豊かさを求める消費性向等経済・社会環境の変化に対応した市場を開拓する新しい産業の創出が求められていることから、医療・福祉、生活文化、情報・通信、新製造技術・新素材、物流等の将来の本県経済を先導していくと考えられる成長産業を集積するため、市町における独自施策と県施策とを効果的に活用することにより、地域経済活性化や雇用創出の核となる工場立地促進地区の形成を促進していく。

(1) 課税の特例措置

ア 県は、条例第8条の規定に基づき、工場立地事業に係る事業税の不均一課税を行うものとする。

イ 県は、条例第9条の規定に基づき、工場立地事業用施設の用に供する土地又は建物の取得について不動産取得税の不均一課税を行うものとする。

(2) 立地支援

工場立地促進地区に存する土地若しくは建物の購入若しくは賃借（リースを含む。）を行って立地する場合又は工場立地促進地区内の既立地企業が新たな事業展開を行う場合において、次の補助制度を活用し、企業の初期投資の軽減を図るものとする。

ア 新規雇用者人件費に対する補助制度

新規雇用者人件費に対する補助制度（正規雇用者1人につき30万円（促進地域にあっては、正規雇用者1人につき60万円及び非正規雇用者1人につき30万円）、限度額3億円）により、新規正規雇用11人（促進地域にあっては、6人）以上を伴う企業立地を支援する。

イ 設備投資に対する補助制度

企業が行う先端性を有する立地促進事業に係る設備投資に対する補助制度（補助率3%、原則10年均等分割払）により、20億円（中小企業にあっては、10億円）以上の設備投資を伴う企業立地を支援する。

なお、促進地域にあっては、特に立地を強化すべき立地促進事業に係る企業が行う設備投資に対する補助制度（補助率5%、原則10年均等分割払）により、1億円以上の設備投資を伴う企業立地を支援する。

また、研究開発型企業が行う5億円（促進地域にあっては、1億円）以上の設備投資に対する補助制度（補助率5%（促進地域にあっては、7%））により、研究開発型企業の立地支援を行う。

(3) 資金の融通支援

工場立地促進地区に立地する企業等が、これに伴う土地、建物及び機械等の設備を取得するに際して行う資金の調達に係る融資（限度額100億円）など必要な資金の融通に係る支援を図るものとする。

6 市町が行う税制及び財政上の支援に関する事項

工場立地促進地区の形成は、県及び市町が互いに協調して、立地企業に対する支援策を講じていくことが効果的である。

市町においては、その実情に即して、工場立地事業の集積を効果的に推進するため、県が実施する支援策等に準じて、次に掲げる課税の特例等税制及び財政上の支援といった各種の施策を積極的に展開するとともに、県の支援策等に併せた独自の施策を積極的に展開するよう努めるものとする。

また、工場立地促進地区に立地する工場立地事業の事業活動に係る利便性を高めるための産業基盤やまちづくりの視点にも立った優れた都市基盤の整備を推進するため、市町においては、道路をはじめとする公共事業の推進による社会資本整備の推進に努めるものとする。

(1) 課税の特例措置等

工場立地事業用家屋及びその敷地である土地に対する固定資産税の不均一課税又は相当額の財政上の支援策など、県の支援策に準じた所要の特例措置を講じるものとする。

## 7 工場立地事業として集積を促進する分野

第2の7の(1)から(8)までに掲げる立地促進事業として集積を促進する産業分野のうち、高度な技術を活用する事業又はゆとりのある質の高い県民生活の実現に寄与する事業を工場立地事業として集積を促進する。

## 第4 都市再生高度業務地区に関する事項

### 1 産業集積を推進する基本的方向

都市再生高度業務地区では、中核拠点が集積する市街地における低未利用地の高度利用を進め、都市の再開発に取り組んでいくことが求められる。

このため、低未利用地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の増進に寄与する事業を高度業務事業とし、県内産業の付加価値を高め、かつ、国際競争力を向上させる研究開発拠点など県内経済を牽引する多様な業務施設等の集積を図っていくこととする。

### 2 都市再生高度業務地区の設定に関する事項

#### (1) 地区の指定要件

都市再生高度業務地区には、高度業務事業が集積し、既存産業との有機的な連携が図られることによる地域産業の活性化が期待される。

このため、都市再生高度業務地区には、次の要件を満たす地区を市町長の申出に基づき知事が指定できるものとする。

ア 低未利用地が相当数発生している地区であること。

イ 周辺の土地利用や産業基盤の状況から、高度業務事業を実施するための業務施設等の集積を図ることが適切と認められる地区であること。

#### (2) 知事指定の特例の場合の指定要件

都市再生高度業務地区の指定に際しては、市町長が知事に対して指定の申出を行うものとするが、市町長からの申出がない場合においても、上記指定要件に該当し、かつ、地域整備の推進又は産業振興を図っていく上で知事が特に必要と認める地区については、知事自らその拠点地区形成計画を定め、指定を行うことができるものとする。ただし、指定に際しては、あらかじめ地元市町長の意見を聴くものとする。

### 3 産業の集積の目標の設定に関する事項

#### (1) 目標時期

高度業務事業の集積促進に当たっては、地域経済の活性化を図り、本県産業の活性化と新たな雇用の創出を迅速かつ確実に進めるという趣旨に鑑み、都市再生高度業務地区形成の早期達成を目指す。

#### (2) 高度業務事業の集積に関する目標

高度業務事業の集積に当たっては、次の目標を設定する。

ア 都市再生高度業務地区内への産業機能の集積目標

都市再生高度業務地区を含む地域の開発計画のコンセプト等に基づき推進すべき産業機能の集積目標

イ 高度業務事業の集積目標事業所数

目標時期までに都市再生高度業務地区内に立地が見込まれる高度業務事業の集積目標事業所数及び雇用者数

### 4 産業集積を図るための支援に関する事項

高度業務事業の集積を図っていくため、市町における独自施策と県施策とを効果的に活用することにより、都市再生高度業務地区の形成を促進していく。

#### (1) 課税の特例措置

県は、条例第8条の規定に基づき、高度業務事業に係る事業税の不均一課税を行うものとする。

#### (2) 資金の融通支援

都市再生高度業務地区に立地する企業が、これに伴う土地、建物及び機械等の設備を取得するに際して行う資金の調達に係る融資（限度額100億円）など必要な資金の融通に係る支援を図るものとする。

### 5 市町が行う税制及び財政上の支援に関する事項

都市再生高度業務地区の形成は、県及び市町が互いに協調して、立地企業に対する支援策を講じていくことが効果的である。

市町においては、その実情に即して、高度業務事業の集積を効果的に推進するため、県が実施する支援

策に準じた所要の施策を積極的に展開するとともに、市町独自の施策を積極的に展開するよう努めるものとする。

また、都市再生高度業務地区に立地する高度業務事業の事業活動に係る利便性を高めるための産業基盤やまちづくりの視点にも立った優れた都市基盤の整備を推進するため、市町においては、道路をはじめとする公共事業の推進による社会資本整備の推進に努めるものとする。

## 第5 既存未利用地等再生促進地区に関する事項

### 1 産業集積を推進する基本的方向

企業の経営効率化等を目的とした生産拠点の統廃合により一定規模以上の工場跡地等が発生し、当該工場跡地等の活用策が長期間にわたり定まらなければ、地域経済に多大な影響を及ぼす懸念がある場合、また、現在充分活用されていない既存建物が集積している地区で、これら遊休施設の活用等により地域経済の再活性化を図ることが見込める場合は、これらの早期の適切な利活用が求められる。

このため、工場跡地や遊休施設等及びその周辺の地域の活性化に寄与する事業を再活性化事業とし、生産工場だけでなく、周辺環境と調和した多様な業務施設等の集積を図っていくこととする。

### 2 既存未利用地等再生促進地区の設定に関する事項

#### (1) 地区の指定要件

既存未利用地等再生促進地区では、大規模な工場跡地等を早期に適切に利活用し、地域産業の活性化が図られることが期待される。

このため、既存未利用地等再生促進地区には、次の要件を満たす地区を市町長の申出に基づき知事が指定できるものとする。

ア 地元市町において再活性化に向けた構想又は計画がある工場跡地又は遊休施設の集積地等であること。

イ 周辺の土地利用や産業基盤の状況から、再活性化事業の集積を図ることが適切と認められるおおむね2ヘクタール以上の土地が存在すること。

#### (2) 知事指定の特例の場合の指定要件

既存未利用地等再生促進地区の指定に際しては、市町長が知事に対して指定の申出を行うものとするが、市町長からの申出がない場合においても、上記指定要件に該当し、かつ、地域整備の推進又は産業振興を図っていく上で知事が特に必要と認める地区については、知事自らその拠点地区形成計画を定め、指定を行うことができるものとする。ただし、指定に際しては、あらかじめ地元市町長の意見を聴くものとする。

### 3 産業の集積の目標の設定に関する事項

#### (1) 目標時期

再活性化事業の集積促進に当たっては、地域経済の活性化を図り、本県産業の活性化と新たな雇用の創出を迅速かつ確実に進めるという趣旨に鑑み、工場跡地等の再生の早期達成を目指す。

#### (2) 再活性化事業の集積に関する目標

再活性化事業の集積に当たっては、次の目標を設定する。

ア 既存未利用地等再生促進地区内への産業機能の集積目標

既存未利用地等再生促進地区の再生のコンセプト等に基づき推進すべき産業機能の集積目標

イ 再活性化事業の集積目標事業所数

目標時期までに既存未利用地等再生促進地区内に立地が見込まれる再活性化事業の集積目標事業所数及び雇用者数

### 4 市町長が再活性化事業の集積目標を設定する際の留意事項

市町長が工場跡地又は遊休施設に係る既存未利用地等再生促進地区の形成計画を作成するに当たっては、県の「工場敷地の再利用に係る都市機能の調和等に関する要綱」（平成23年9月5日施行）に基づく敷地再利用計画書の内容が反映されるように留意すること。

### 5 産業集積を図るための支援に関する事項

再活性化事業の集積を図っていくため、市町における独自施策と県施策とを効果的に活用することにより、既存未利用地等再生促進地区の形成を促進していく。

#### (1) 課税の特例措置

ア 県は、条例第8条の規定に基づき、再活性化事業に係る事業税の不均一課税を行うものとする。

イ 県は、条例第9条の規定に基づき、再活性化事業施設の用に供する土地又は建物の取得について不

動産取得税の不均一課税を行うものとする。

(2) 立地支援

既存未利用地等再生促進地区に存する土地若しくは建物の購入又は賃借（リースを含む。）を行って立地する場合において、次の補助制度を活用し、企業の初期投資の軽減を図るものとする。

ア 新規雇用者人件費に対する補助制度

新規雇用者人件費に対する補助制度（正規雇用者1人につき30万円（促進地域にあっては、正規雇用者1人につき60万円及び非正規雇用者1人につき30万円）、限度額3億円）により、新規正規雇用11人（促進地域にあっては、6人）以上を伴う企業立地を支援する。

イ 設備投資に対する補助制度

企業の業務施設全般（立地促進事業に限らない。）に係る設備投資に対する補助制度（補助率3%（促進地域にあっては、5%）、原則10年均等分割払）により、10億円（促進地域にあっては、1億円）以上の設備投資を伴う企業立地を支援する。

また、研究開発型企業が行う5億円（促進地域にあっては、1億円）以上の設備投資に対する補助制度（補助率5%（促進地域にあっては、7%））により、研究開発型企業の立地支援を行う。

(3) 資金の融通支援

既存未利用地等再生促進地区に立地する企業等が、これに伴う土地、建物及び機械等の設備を取得するに際して行う資金の調達に係る融資（限度額100億円）など必要な資金の融通に係る支援を図るものとする。

6 市町が行う税制及び財政上の支援に関する事項

既存未利用地等再生促進地区の形成は、県及び市町が互いに協調して、立地企業に対する支援策を講じていくことが効果的である。

市町においては、その実情に即して、再活性化事業の集積を効果的に推進するため、県が実施する支援策等に準じて、再活性化事業用家屋及びその敷地である土地に対する固定資産税の不均一課税の実施その他の課税の特例措置又は財政上の支援といった各種の施策を積極的に展開するとともに、県の支援策等に併せた独自の施策を積極的に展開するよう努めるものとする。

また、既存未利用地等再生促進地区に立地する再活性化事業の事業活動に係る利便性を高めるための産業基盤やまちづくりの視点にも立った優れた都市基盤の整備を推進するため、市町においては、道路をはじめとする公共事業の推進による社会資本整備の推進に努めるものとする。

第6 産業立地を図るための支援に関する事項

1 産業立地を図るための支援に関する事項

全県において、産業の活性化と新たな雇用の創出を図るため、拠点地区に集積を図る国際経済交流事業、工業立地事業、高度業務事業及び再活性化事業に対する支援のほか、県施策と市町における独自施策とを効果的に活用して立地促進事業等に対する支援及び新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響（以下「新型コロナウイルス感染症等の影響」という。）を踏まえた、サプライチェーン対策事業（条例附則第11項各号に掲げる事業をいい、令和5年3月31日までに知事の認定を受けたものに限る。以下同じ。）に対する支援を行い、幅広い産業の立地を促進していく。

(1) 課税の特例措置

ア 県は、条例第8条の規定に基づき、立地促進事業等に係る事業税の不均一課税を行うものとする。

イ 県は、条例第10条の規定に基づき、促進地域において、立地促進事業施設の用に供する土地又は建物の取得について不動産取得税の不均一課税を行うものとする。

ウ 県は、条例第11条の規定に基づき、促進地域並びに工場立地促進地区及び既存未利用地等再生促進地区に係る指定拠点地区として指定された区域を除く区域において、本社機能施設の用に供する土地又は建物の取得について不動産取得税の不均一課税を行うものとする。

エ 県は、条例附則第11項の規定に基づき、サプライチェーン対策事業に係る事業税の不均一課税を行うものとする。

オ 県は、条例附則第12項及び第13項の規定に基づき、促進地域において、サプライチェーン対策事業施設の用に供する土地又は建物の取得について不動産取得税の不均一課税を行うものとする。

カ 県は、条例附則第14項の規定に基づき、促進地域並びに工場立地促進地区及び既存未利用地等再生促進地区に係る指定拠点地区として指定された区域を除く区域において、サプライチェーン対策事業施設の用に供する土地又は建物の取得について不動産取得税の不均一課税を行うものとする。

## (2) 工場等立地支援

土地若しくは建物の購入若しくは賃借（リースを含む。）を行って立地する場合又は既立地企業が新たな事業展開を行う場合において、次の補助制度を活用し、企業の初期投資の軽減を図るものとする。

## ア 新規雇用者人件費に対する補助制度

新規雇用者人件費に対する補助制度（正規雇用者1人につき30万円（促進地域あつては、正規雇用者1人につき60万円及び非正規雇用者1人につき30万円）、限度額3億円）により、新規正規雇用11人（促進地域にあつては、6人）以上を伴う企業立地を支援する。

## イ 設備投資に対する補助制度

企業が行う先端性を有する立地促進事業に係る設備投資に対する補助制度（補助率3%（促進地域にあつては、5%）、原則10年均等分割払）により、20億円（中小企業にあつては、10億円、促進地域にあつては、1億円で先端性不要）以上の設備投資を伴う企業立地を支援する。

## (3) 本社機能立地支援

県外三大都市圏等及び海外からの本社機能立地又は県内企業の本社機能の新增設として立地する場合において、次の補助制度を活用し、本社機能立地企業の初期投資の軽減を図るものとする。

## ア 新規雇用者人件費に対する補助制度

新規雇用者人件費に対する補助制度（正規雇用者1人につき30万円（促進地域あつては、正規雇用者1人につき60万円及び非正規雇用者1人につき30万円）、限度額3億円）により、新規正規雇用11人（促進地域にあつては、6人）以上を伴う本社機能立地を支援する。

## イ 設備投資に対する補助制度

企業が行う立地促進事業に係る設備投資に対する補助制度（補助率5%（促進地域にあつては、7%）以内、原則10年均等分割払）により、10億円（中小企業にあつては5億円、促進地域にあつては1億円）以上の設備投資を伴う企業立地を支援する。

## ウ 賃料補助

建物の賃借を行って立地する場合の賃料に対する補助制度により、本社機能立地を支援する。

## (4) 研究開発型企業立地支援

## ア 設備投資補助

研究開発型企業が行う5億円（促進地域にあつては、1億円）以上の設備投資に対する補助制度（補助率5%（促進地域にあつては、7%））により、研究開発型企業の立地支援を行う。

## イ 賃料補助

建物の賃借を行って立地する場合の賃料に対する補助制度により、研究開発支援施設に入居する中小企業の研究施設等の立地を支援する。

## (5) 促進地域におけるオフィスビル等入居型立地支援

建物の賃借を行って立地する場合の賃料に対する補助制度により、新規正規雇用6人以上を伴う企業立地を支援する。

## (6) 事務所立地支援

次の補助制度を活用し、事務所を整備して第2の7の(1)から(8)までに掲げる立地促進事業を業とする企業の初期投資の軽減を図るものとする。ただし、市町長の申出に基づき知事が指定する区域への事務所立地は除く。

## ア 新規雇用者人件費に対する補助制度

新規雇用者人件費に対する補助制度（正規雇用者1人につき30万円（促進地域あつては、正規雇用者1人につき60万円及び非正規雇用者1人につき30万円）、限度額3億円）により、新規正規雇用11人（促進地域にあつては、6人）以上を伴う事務所立地を支援する。

## イ 設備投資に対する補助制度

企業が行う立地促進事業に係る設備投資に対する補助制度（補助率3%（促進地域にあつては、5%）以内、原則10年均等分割払）により、10億円（中小企業にあつては5億円、促進地域にあつては1億円）以上の設備投資を伴う事務所立地を支援する。

## ウ 賃料補助

建物の賃借を行って立地する場合の賃料に対する補助制度により、事務所立地を支援する。

## (7) サプライチェーン対策事業への支援

土地若しくは建物の購入若しくは賃借（リースを含む。）をし、又は既立地企業が既存敷地を活用しサ

プライチェーン対策事業を行う場合において、次の補助制度を活用し、企業の初期投資の軽減を図るものとする。

ア 新規雇用者人件費に対する補助制度

新規雇用者人件費に対する補助制度（正規雇用者1人につき45万円（促進地域にあっては、正規雇用者1人につき90万円及び非正規雇用者1人につき30万円）、限度額3億円）により、新規正規雇用11人（促進地域にあっては、6人）以上を伴う企業立地を支援する。

イ 設備投資に対する補助制度

企業が行うサプライチェーン対策事業に係る設備投資に対する補助制度（補助率6%（促進地域にあっては、10%）、原則10年均等分割払）により、20億円（中小企業にあっては、10億円、促進地域にあっては、1億円）以上の設備投資を伴う企業立地を支援する。

(8) その他の支援

ア 資金の融通支援

立地する企業等が、これに伴う土地、建物及び機械等の設備を取得するに際して行う資金の調達に係る融資など必要な資金の融通に関する支援を図るものとする。

イ 新分野進出及び創業支援

県内への進出を予定している企業又は県内の企業が、高度な技術力、独創的なアイデア等を生かした新たな製品若しくはサービスの開発又はその事業化を行うことにより立地促進事業を行う場合には、次に掲げる制度を積極的に活用して、支援措置を図るものとする。

(7) 新事業創出支援貸付制度

(4) ひょうご新産業創造ファンド

ウ 産学官連携による技術革新支援

立地した企業が大学、県の試験研究機関等との連携による技術革新を促進するための体制整備等を図るものとする。

エ 人材養成支援

雇用情勢に応じた成長産業分野等の人材獲得ニーズを踏まえ、産学官の連携により、企業ニーズを的確に反映した人材育成を図っていくものとする。

オ ワンストップサービスの充実強化

公益財団法人ひょうご産業活性化センターに設置するひょうご・神戸投資サポートセンターを中心とし、関係機関と連携を密にしながら、企業への情報提供や進出支援などを行うものとする。

2 市町が行う税制及び財政上の支援に関する事項

県内への産業立地については、県及び市町が互いに協調して、立地企業に対する支援策を講じていくことが効果的である。

市町においては、その実情に即して、立地促進事業の立地を効果的に推進するため、県が実施する支援策等に準じて、次に掲げる課税の特例等税制及び財政上の支援といった各種の施策を積極的に展開するとともに、県の支援策等に併せた独自の施策を積極的に展開するよう努めるものとする。

また、立地企業の事業活動に係る利便性を高めるための産業基盤やまちづくりの視点にも立った優れた都市基盤の整備を推進するため、市町においては、道路をはじめとする公共事業の推進による社会資本整備の推進に努めるものとする。

(1) 課税の特例措置等

立地促進事業用家屋及びその敷地である土地に対する固定資産税の不均一課税又は相当額の財政上の支援策など、県の支援策に準じた所要の特例措置を講じるものとする。

(2) 企業進出に対する支援

オフィスビル等に入居する企業を対象とした賃料補助金等、企業進出に対する支援措置を図るものとする。

第7 その他産業立地の推進に関して重要な事項

1 地域整備に関する計画等との調和

市町長がその形成を図る国際経済地区、工場立地促進地区、都市再生高度業務地区又は既存未利用地等再生促進地区（以下「各拠点地区」という。）については、本指針に即するとともに、国土形成計画、近畿圏整備計画等法律の規定による地域振興に関する計画その他地域整備に関する国及び地方公共団体の計画との調和が保たれたものであること。



## 2 コンセンサスの形成

県内産業が発展を成し遂げるには、それぞれの産業が有機的に連携しつつ成長発展していくことにより、県内の産業立地の機能を強化していくことが重要である。そのためには、周辺地区の既存産業が立地企業と同じ認識の上に立って、自由かつ創造的な事業を展開しながら互いに連携を図ることが必要である。

このため、市町長は、地域産業のニーズを十分に踏まえ、幅広い関係者とのコンセンサスの形成に努めること。

## 3 国等の施策の積極的活用

県内への産業立地を効果的に促進するため、県及び市町の施策だけでなく、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）や地域再生法（平成17年法律第24号）等に基づく諸施策など、国等の施策の積極的な活用を図ること。

## 4 景観及び環境への配慮

産業立地の促進に当たっては、優れた景観及び環境の保全並びに形成にも十分に配慮しながら、戦略的な産業集積及び諸事業の推進に努めること。

## 5 新型コロナウイルス感染症等の影響への対処

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、生産拠点の特定の国又は地域への集中による国内におけるサプライチェーンのぜい弱性が顕在化している状況を踏まえ、立地促進事業等であって、サプライチェーン対策事業（条例附則第11項各号に掲げる事業をいい、令和5年3月31日までに当該事業である認定を受けたものに限る。以下同じ。）を実施する製造業等に対して次に掲げる支援を行い、立地を促進していく。

### (1) 課税の特例措置

ア 県は、条例附則第11項の規定に基づき、サプライチェーン対策事業に係る事業税の不均一課税を行うものとする。

イ 県は、条例附則第12項及び第13項の規定に基づき、促進地域において、サプライチェーン対策事業施設の用に供する土地又は建物の取得について不動産取得税の不均一課税を行うものとする。

ウ 県は、条例附則第14項の規定に基づき、促進地域並びに工場立地促進地区及び既存未利用地等再生促進地区に係る指定拠点地区として指定された区域を除く区域において、サプライチェーン対策事業施設の用に供する土地又は建物の取得について不動産取得税の不均一課税を行うものとする。

### (2) 工場等立地支援

土地若しくは建物の購入若しくは賃借（リースを含む。）を行って立地する場合又は既立地企業が立地促進事業等を行う場合において、次の補助制度を活用し、企業の初期投資の軽減を図るものとする。

#### ア 新規雇用者人件費に対する補助制度

新規雇用者人件費に対する補助制度（正規雇用者1人につき45万円（促進地域にあっては、正規雇用者1人につき90万円及び非正規雇用者1人につき30万円）、限度額3億円）により、新規正規雇用11人（促進地域にあっては、6人）以上を伴う企業立地を支援する。

#### イ 設備投資に対する補助制度

企業が行う先端性を有する立地促進事業に係る設備投資に対する補助制度（補助率6%（促進地域にあっては、10%）、原則10年均等分割払）により、20億円（中小企業にあっては10億円、促進地域にあっては1億円で先端性不要）以上の設備投資を伴う企業立地を支援する。